許認可等の内容		計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給の決定
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51 条の16
標準処理期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定   平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	30日
	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51 条の16、第51条の17第1項、第2項、第5項から7項まで及び第 51条の18
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 6 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終変更

## 【基準】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律抜粋

(計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給)

第51条の16 計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給は、計画相談 支援に関して次条及び第51条の18の規定により支給する給付とする。

(計画相談支援給付費)

- 第51条の17 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談 支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。
  - (1) 第22条第4項(第24条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第20条第1項若しくは第24条第1項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第51条の7第4項(第51条の9第3項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第51条の6第1項若しくは第51条の9第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。
  - (2) 支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者 指定特定相談支援事業者から当該指定に係る継続サービス利用支援(次項において「指定継続サービス利用支援」という。)を受けたとき。
- 2 計画相談支援給付費の額は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援

(以下「指定計画相談支援」という。)に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額 額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額)とする。

- 5 市町村は、指定特定相談支援事業者から計画相談支援給付費の請求があったときは、 第2項の厚生労働大臣が定める基準及び第51条の24第2項の厚生労働省令で定め る指定計画相談支援の事業の運営に関する基準(指定計画相談支援の取扱いに関する 部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。
- 6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、計画相談支援給付費の支給及び指定特定相談支援事業者の計画相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(特例計画相談支援給付費)

- 第51条の18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第51条の24第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。
- 2 特例計画相談支援給付費の額は、当該基準該当計画相談支援について前条第2項の 厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当計画 相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当計画相談支援に要した 費用の額)を基準として、市町村が定める。
- 3 前2項に定めるもののほか、特例計画相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、 厚生労働省令で定める。